

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

後期高齢者医療制度の お知らせ

保険証(被保険者証)の
一斉更新について



現在お使いの保険証の
有効期限は平成25年 **7月31日** までです!

**7月中に新しい
保険証を交付します**

お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、有効期限が平成26年7月31日となった新しい保険証をご使用ください。※1

※1 新しい保険証の交付は7月中に行いますが、市町村により交付時期や交付方法が異なります。市(区)町村のお知らせ(広報誌や回覧板など)にて、ご案内している場合がございますので、ご確認ください。

※有効期限が切れた保険証は破棄してください

ご確認ください

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成26年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
生年月日	昭和 7年 7月 7日
性別	男
資格取得年月	平成 20年 4月 1日
発効期日	平成 20年 4月 1日
交付年月日	平成 25年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010

保険証の色が変わります
(ピンク色)

必ず有効期限をご確認ください! ※2

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

※2 有効期限は今まで2年間でしたが1年間に変更となりました。

◆ 医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合 ◆

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割(一般)と3割(現役並み所得者)に分かれます。



「一般」の方
窓口負担 **1割**

「現役並み所得者」の方
窓口負担 **3割**



保険料や一部負担金のお支払が困難な方へ
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が困窮し、保険料のお支払や一部負担金のお支払(医療機関へのお支払)が困難となった方

申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

◆ 健診を受けましょう ◆

生活習慣病等の早期発見や重症化を防ぐためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市町村で受けられます。

◆ 臓器提供に関する意思表示欄の記載について ◆

臓器移植に関する法律の改正により、保険証の裏面に臓器提供の意思表示できるようになっております。記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

平成25年7月発行

現在お使いの減額認定証の有効期限は平成25年 **7月31日** までです!

8月以降は使用できません

8月1日より 新しい減額認定証に変わります

(限度額適用・標準負担額減額認定証)



※有効期限が切れた減額認定証は破棄してください

新しい減額認定証は7月中に交付します

- ① 入院及び外来で受診する際には、保険証と一緒に提示してください
- ② 減額認定証をお持ちでない方で入院予定のある場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください



ご確認ください!

減額認定証の色が変わります(水色)

必ず有効期限をご確認ください!

◆ 減額認定証の交付対象 ◆

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です



区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方



◆ 減額認定証を提示して入院及び外来で受診した場合には ◆

◆医療費の自己負担限度額

入院及び外来で受診する際には、医療機関に減額認定証を提示することで、窓口での自己負担額が右表のように減額されます。

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ		15,000円

入院したときの食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部(標準負担額)が下表のように減額されます。

交付減額対象者	区分	区分	食事療養標準負担額		生活療養標準負担額	
			食事代	食事代	居住費	
交付減額対象者	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円	1食につき 210円	1日につき 320円	
		過去12か月で90日を超える入院	1食につき 160円			
	区分Ⅰ	年金受給額が80万円以下の方	1食につき 100円	1食につき 130円	0円	
		老齢福祉年金を受給している方		1食につき 100円		

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

または お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口まで